

第1決算審査特別委員会（第3日目）

23. 9. 16(金) 10:00～

第二委員会室

開 会 10:01

委員長

委員動静報告～全員出席。これより本日の会議を開く。教育費に入る前に昨日の農林業費における清水委員の質疑の留保に関する発言について、本人から不適切な表現もあることから、改めて質疑の留保で発言した内容を朗読し、訂正したい旨申し出があったので許可する。清水委員。

清 水

昨日の質疑の留保の中身について、虚偽答弁が繰り返されたと述べた部分は事実とは異なるので、これについては削除した上で改めて質疑する。株式会社滝川農業公社の損失補償として、22年度に7,264万8,231円が一般財源で支出された。これに至る経緯には2年にわたる市職員主導の粉飾決算や630万円相当のタマネギ原料の腐敗、議会でのたび重なるしどろもどろ答弁もあった。こういう経緯をへた問題について、広報だけで市民への報告が足りるというのは問題である。最低でもホームページへの掲載が必要である。ところが農政部長、経済部長と副市長は農政課ホームページへの掲載は必要ないと答弁をした。一方滝川市は18年度、19年度、20年度の問題を繰り返す中で、市民の皆様信頼される市役所づくり推進プランをつくりながら、市民に信頼される市政を進めてきた。こうした流れと農政課ホームページに載せないことは余りにも進め方に大きな乖離があるのではないかと。市長の考えを伺う。

委員長

清水委員からの質疑の留保の内容について何かあるか。

副委員長

経済部長が答弁をしたとあったが、経済部長は答弁していない。訂正すべきと思うがいかがか。

清 水

たび重なる間違いをおわびする。農政部長、経済部長と述べたところを農政部参事、農政部長と訂正する。

委員長

再度訂正があったが、これを含めて質疑の留保の内容を訂正するという事でよいか。（よし）質疑の留保の内容を訂正することとする。昨日の土木費で答弁の訂正がある。景由副主幹。

景由副主幹

昨日の土木費における清水委員からの質疑の中で、除雪に係る交付税措置額についての質疑があったが、土木費の質疑に対する答弁として適切な形で訂正する。決算額はP189、除雪・排雪対策に要した経費3億9,116万2,000円、流雪溝の維持管理に要した経費2,846万円が事業費の決算額となる。これに歳入として昨日、建設部から答弁があった社会資本整備総合交付金の中で除雪に対する分ということで、2,373万円が入っているが、これを差し引きすると、一般財源としては3億9,589万2,000円となる。それに対する交付税は、人件費を含んだ形だが、道路の積雪度ということで計算されるが、4億1,274万1,000円となる。清水委員の指摘のとおり、昨年は少雪ということもあって、普通交付税については積雪量を反映するような計算にはなっていない。22年度においてはこのような結果になったということで答弁を訂正する。

教育費

委員長

教育費の説明を求める。

館 部 長

（教育費を説明する。）

委員長

説明が終わった。これより質疑に入る。質疑はあるか。

木 下

① P207、学校サポート事業に要した経費1,007万2,579円の内訳について伺

	う。
	② P219、たきかわホールの運営管理に要した経費の運営管理代行負担金 1,082 万 7,000 円で、たきかわホールはNPOに委託していると思うが、受託先の収支について伺う。
吉川課長	① 997 万 3,000 円については、学校に配置した学びサポーターの報酬である。残りの 9 万 9,000 円については、学校内で実施している総合的な学習の時間などの際に外部講師を招いて授業を進めるが、その際の報償費である。
吉田主査	② たきかわホールの指定管理は、NPO法人空知文化工房で受託している。収入は市の管理代行負担金が 1,082 万 7,000 円、ホールの貸館等の収入が 452 万 1,000 円、補助金を含む自主事業での収入が 148 万円、その他の収入で 341 万 2,000 円で収入の合計が 2,240 万円となっている。支出は人件費が 351 万 7,000 円、施設の運営管理に要する経費で 1,439 万 1,000 円、自主事業に要する経費で 381 万円、その他に要する経費で 25 万 2,000 円となり、支出の合計が 2,197 万 1,000 円となっている。収支差し引き額は 173 万 1,000 円のマイナスとなる。その原因は自主事業の支出が 381 万円で、収入が 148 万円であり、差し引きで 233 万円のマイナスとなるためである。自主事業の実施については、協定上必要な最低限の件数を大きく上回る取り組みを考えており、民間の柔軟な発想で多彩な展開が繰り広げられているので、直営ではなし得ない事業部門の充実が図られていて、その積極的な姿勢については高く評価できるものと考えている。事業の取り組みが運営上の足かせにならないようにするためには、今後より一層積極的に事業のPRに努めるほか、国や財団が行うソフト事業に対する各種補助制度の徹底した活用法について模索するなど、さらなる強化を図っていく必要があると考えている。
木 下 河野部次長	たきかわホールのマイナスの部分について、市で支援を考えているのか伺う。空知文化工房にはたきかわホールと文化センターの指定管理をお願いしているが、あわせて指定管理をしてもらっており、総体の中で効率的な運営を行ってもらっている。
竹谷課長 委 員 長 坂 井	収入合計が 2,240 万円と答弁したが、2,024 万円の間違いなので訂正する。他に質疑はあるか。 P220、こども科学館費に関して、予算額に対する不用額がすべての項目に対してゼロというのは余りにも不自然だと思う。水道光熱費も 1 円単位までぴったりである。また、文化センター費についても同様である。このことについて説明願う。
立野館長	こども科学館の運営管理に要した経費のゼロというのは、当初光熱水費が 129 万 4,000 円のところ、中央児童センターの 3 階にこども科学館があるが、そことの共益費の分配により、当初予算より 28 万 1,193 円多くかかったということで、それをこども科学館費の余りで補ったが、それでも足りないので別のところから流用してきたので、こども科学館の運営管理に要した経費の不用額がゼロということになった。
吉住副主幹	負担金補助及び交付金ということで、当初予算の 2,434 万 2,000 円は指定管理者に支払われている。その他修繕費、工事請負費については、当初予算でついているものではなく、充用によって支出しているので不用額がゼロということになった。
高橋課長	決算書の予算現額で、一番左側の欄に当初予算額の記載がある。右側に予備費

支出及び流用増減という欄があるが、この部分で当初予算になかったものについて支出、流用した分の増減額が載っている。この部分の数字が支出額になってくる。予備費で充用されたものについては、この欄に載っているということである。

委員長
小野

他に質疑はあるか。

① P229、体育振興費について、資料によると体育協会の光熱水費が当初予算より決算額が突出して大きい。備品購入費も予定金額よりふえている。その辺の状況を伺う。

② P231、体育施設費について、資料に管理代行負担金収入があるが、支出について人件費が当初予算より減っている。このことについて説明願う。

③ 体育施設費の委託料で、どこに何カ所委託をしているのか伺う。

竹谷課長

① 重油等が高騰したことによって金額が増加している。前年度天気はかなりよかったということで、水道水の使用もふえたことによる増加である。備品購入費については、当初予算が10万円だったが、120万円の決算額となっている。スポーツセンター内の体育館の利用団体から机、いすが古く改善要望があったので、アリーナの机50台、折り畳みいす100脚を購入して利用者の利便性を図ったことによる増額である。

② 人件費の当初予算が3,390万円ほどで、決算が2,618万円となっているが、監督署の指導によって、当初体育協会の職員を夜間勤務に充てていたが、日中の勤務と重なると勤務体制がよくないということで、この部分を委託に出して、委託のほうにふえている。そのほか嘱託職員等の採用の人数が変わったことによって決算が減額となった。光熱水費についてもほかの運動施設等があり、水の使用の増加、重油の高騰で増額になっている。備品購入費についても団体の要望があって対応ができる範囲ということで、西町のパークゴルフ場用に草刈り機を購入したり、海洋センターの救命胴衣が古くなったので、その購入も行った。また、空知町の河川敷パークゴルフ場に物置の設置をしたことによる増額である。

③ 石狩川河川敷の野球場、空知川河川敷のサッカー場、ソフトボール場及びパークゴルフ場の4施設の部分の委託業務ということで計上した。

小野

体育協会の人件費2,764万円が2,514万円ということで、250万円の減について伺う。

竹谷課長

体育協会の職員が6名おり、そのほか事務経理を管理するというので、常務理事を1名追加するというので人件費を出している。市の職員を施設には置かないことで、体育協会の事務局次長分の経費を上乗せしており、当初2,764万円を補助金として支出していたが、実際に22年度常務理事を選任しようということだったが、選任できなかったので250万円の常務理事の分を減額変更し、支出したことによる決算である。

委員長
三上

他に質疑はあるか。

事務概要で小学校には不登校児童はそれほどいないが、中学校には急激に不登校生徒がふえている。不登校生徒に対して、22年度どのような対策を行ったか伺う。また、現在どのような形で減っているのか伺う。

吉川課長

学校においては不登校生徒の実態把握、原因の調査を行い、それに対する対策を進めている。学校の生徒指導担当だけではなく、市教委の中に指導員がおり、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーも配置しているので、助

	言をしたり、一緒に対策について話し合ったり、何とかして学校に来る手だてはないかということで、具体的な方策としては保護者と面談をして、登校刺激を与える方法はないかということのを第一として進めているところである。21年度との比較では若干五、六名程度減少はしているが、決して楽観できない数字と思っている。対策についてはこのようなことを何度も繰り返して進めていかなければならないと考えている。また、現状について、資料を持ち合わせていないが、小中学校合わせて20名程度の不登校者がいる。22年度の数字と比較すると減少はしているが、教育活動が盛んになる2学期はふえる傾向にあるので、きめ細かな対策を保護者と連携しながら進めていきたい。
三 上	生徒それぞれの個別の事情はあると思うが、ある特定の学校に集中するというのはそういうような環境があるからだと思う。それについて把握しているのか伺う。
四十九院指導参事	小学校から中学校に行くときにギャップというものが非常に大きい。小学校では担任を中心に一日じゅう1人の先生が子供を見ている。中学校に行くことによって見る目が多くなり、親身になって見てもらえる目に対する子供の意識が変わっていく傾向が強いのではないと思う。学校によつての多い、少ないということについて、多い学校については生徒数がもともと多いということがあり、小学校での不登校がそのまま中学校に行っても引き続き行われるということもあわせて考えられるのではないと思う。特定の学校が多く何か別の問題があるのではないかということについては把握できていない。
三 上	在籍数に対する不登校数の割合をそれぞれの学校ごとに出しているのか伺う。
四十九院指導参事	割合は出していない。
三 上	割合を出していないからそのような発言になると思うがいかがか。
四十九院指導参事	一人一人の個々の問題があり、原因については複合的な要因が強く、対応については非常に困っている。一人一人を見たときに総数としてそのようになるということが挙げられる。現在は市教委からも積極的に各学校に働きかけて、子供が不登校になっているのが普通の状態ではなく、それになれてはいけなないので、常に現状の把握をしっかりと、一番よい状況をつくるための対応を個々に行うということを目指している。その結果、若干だが数的に減ってきている。これからの2学期においてふえる傾向が毎年見られるので、今の時点を非常に重要視して対応を図っている。
委 員 長	他に質疑はあるか。
渡 邊	決算審査意見書P19、教育費で流用の件数が297件、2,300万円程度ということだが、流用が常態化しているのではないか。考えを伺う。
竹谷課長	スポーツ関係の部分ということで答弁するが、施設が多く、当初予算では予期しなかった緊急のものがあつて、流用、充用している。
渡 邊	教育費の中の流用の件数などを見れば、常態化しているのではないかと思うがいかがか。
高橋課長	財政課としては予算協議で必要な予算を確保していくという考え方である。件数については決算審査意見書に掲載しているとおりである。いろいろな施設を持っている部署等があるが、前年度の状況も踏まえつつ予算協議をしている。予期せぬことは当初予算協議では把握できないので、そういう部分については流用対応が必要になってくる。
渡 邊	予備費支出及び流用増減という欄があり、学校管理費では金額が出ているが、

	社会教育費では記載がないのはなぜか伺う。
高橋課長	目間流用については予備費支出及び流用増減には記載されていない。予備費の充用、目を越えるような流用が行われた場合については記載される。
委員 長	他に質疑はあるか。
副委員長	学校教育にかかわる部分で、需用費など日常的に必要なとされる予算について、執行率が非常に高い。こういったところの予算措置が恒常的に十分になされていないのではないかと思う。教育現場における印刷製本費、消耗品費、備品購入費などが十分なものになっているのか伺う。
教 育 長	市教委は抱えている施設が多い。修繕等が緊急に発生する場合があります、予備費あるいは目間流用という形で緊急的に対応している。可能な限り現行の予算を極力ふやしたくないという思いは持っている。教育現場も動いているので、この予算で十分に現場の要望にこたえているという認識はない。市全体の予算の中で選択と集中ということで、めり張りをつけた予算になるのかということもある。市教委としてはもう少し予算があればというのが率直な意見である。例年、予算協議でこのような予算がつけられているので、突発的なものについては予備費等の充用、流用で対応しているということもある。
副委員長	この決算書を見ていると、この裏側に現場の苦悩がすけて見える。本当に十分な消耗品費になっているのか。備品購入費がきちんと確保されているのか。印刷製本費がきちんと配分されているのか。現場の教職員の方にも負担がかかるかもしれない。最終的に最も大事なことは子供たちの教育に影響を及ぼさないかということである。現場の方が画用紙を半分にして使い回したり、いろんなことを苦慮しながら行ってきたということを見てきた。何年たっても同様のことが引き続いているとすれば、大変な問題である。現場の声をしっかりと予算に反映できるようなことが必要と思う。このことについてどのように考えるか伺う。
副 市 長	市役所に入庁した際には教育委員会に配属されたので、十分に教育の必要性は理解している。予算協議は担当同士から部長協議、副市長協議、市長協議と段階を踏んできちんと行っている。その中でつけるところはつけ、我慢をしてもらうところは我慢をしてもらう。そういう真剣な話し合いの中で行っている。教育長は学校が動いているという表現をしたが、学校は子供を預かって、生きている施設であり、何が起こるか分からない部分がある。市教委も物すごい数の施設を抱えているということも十分わかっているので、突発的な対応はもちろんのこと今後とも現場の子供が困るようなことがないようにしっかり対応していきたい。
委員 長	他に質疑はあるか。
山 本	① スクールバスについて、どのくらいの地域で稼働しているのか伺う。 ② 江部乙で町内会等がつくったと思うが、バスが来るまで休憩する簡易なバス停が見受けられるが、非常に老朽化している。そのバス停の数と老朽化について把握しているのか伺う。
木村主査	① スクールバスが運行している地域だが、江部乙地区は1コースから3コースまである。江部乙小学校、江部乙中学校の児童生徒が通学している。東栄小学校地区に居住する明苑中学生のバスが1コースある。 ② バス停の数だが手元に資料がないので答弁できない。バス停の数は把握しているが現状は把握していない。

山 本 中川課長	市民からの苦情が出ないように対応をお願いしたいがいかがか。 江部乙地区のバス停の関係で、バス停の設定は市教委で行っているが、地域の方の協力によってバス停の目印になるようなものがどのくらい設置されて、どのようなになっているか把握して対応していきたい。
委 員 長 清 水	他に質疑はあるか。 2点資料要求したい。 ① 22年度の決算状況の資料。 ② 22年度の財政状況等一覧表の資料
委 員 長	若干休憩する。 休 憩 11:04 再 開 11:06
委 員 長 景由副主幹	休憩前に引き続き会議を再開する。所管は用意できるか。 ①の決算カードについては提出可能である。もう一つの財政状況等一覧表は全国一斉に公表ということなので、まだ作成していない。
委 員 長	若干休憩する。 休 憩 11:07 再 開 11:08
委 員 長 清 水	休憩前に引き続き会議を再開する。22年度の決算カードの提出を委員会とし要求することとでよいか。(よし) そのように決定する。清水委員。 ① 参考資料で指定管理施設収支状況の表があるが、37番で河川敷のパークゴルフ場は西公園パークゴルフ場に含まれているのか伺う。体育協会の指定管理委託に含まれていないが、体育協会が管理している施設について伺う。 ② 就学援助が656人から682人になっているが、小学校が2,144人、中学校が1,130人のうち20.8%ということで、1年の伸び率は0.8%である。このような低所得の家庭が激増している影響は学校教育に具体的にどのような形であらわれているのか伺う。 ③ 事務概要P173、教育相談について、この中に含まれると思うが、学級崩壊あるいはそこまでいかないがそれに類似するような状況の相談があったか伺う。 ④ 基礎学力の水準についていけない子供たちがどのくらいいるのか伺う。 ⑤ P207、学校サポート事業だが、サポーターの人数、延べ活動時間、サポートの内容について伺う。 ⑥ 日本スポーツ振興センター納付金について、事故がふえると掛金も上がるというシステムになっているのか伺う。 ⑦ P213、江陵中学校の軟式野球部の全国大会出場について、この全国大会の主催者は軟式野球連盟である。中体連ではない。市教委の要綱では中体連に入らないものは支出しないとなっているはずである。そういう点でその要綱に照らすとどのような取り扱いになるのか伺う。 ⑧ 35人学級が実施されているが、五、六年生についてはチームティーチングの教師で対応されているが、その教師の数は独自の35人学級の教師をふやしたことによって、その加配は受けられないというものなのか確認したい。 ⑨ 事務概要P185、たきかわホールについて、多目的ホールで年間104日、217回だが、設置当時の目標と比較してどのような状況か伺う。 ⑩ リハーサル室はほぼ毎日利用されているが、多目的ホールとの同時利用以外が多いと思うが実態について伺う。

	⑪ P231、体育協会への施設運営管理代行負担金について、使用料の収入の傾向について伺う。
	⑫ 人件費が3,393万7,000円から2,618万円と激減しているが、この要因について伺う。
	⑬ 補助金、指定管理の部分の人件費を合わせると5,231万6,306円である。これによって雇用されている職員の人数について伺う。また、能力の育成をどのように行い、どの程度の予算をかけているのか伺う。
	⑭ 補助金が使われる施設、指定管理代行負担金が使われる施設はどこか。37番の施設に補助金が使われているのか伺う。
	⑮ 22年度人材が見つけれず、常務理事の分が不用額として残ったということだが、常務理事というものが新たに22年度から必要となった理由について伺う。
	⑯ スポーツ団体への助成金について、どの程度の団体に幾ら助成しているのか伺う。
	⑰ 河川敷パークゴルフ場について、体育協会は年に2回程度草刈りをするだけだが、中古の草刈り機の燃料代を同好会の方々が負担をしている。公共施設の整備のための燃料代についてどのように考えているのか伺う。
小谷主査	⑱ 日本スポーツ振興センターの掛金については、事故が起きてもふえることはない。1人当たり945円である。
木村主査	⑲ 中体連の主催する大会ではないが、この大会自体が一昨年から始まった新しい大会であり、文部科学大臣杯でもある。高校野球に例えると例年3月に開催されるということで、春の選抜野球大会の中学校版というように理解している。野球という団体競技なので保護者の方からも要望があった。要綱で支給する分については報償費で支出するが、今回は補助金ということで別の科目で支出している。
中川課長	⑳ 就学援助制度は、義務教育を受ける際に経済的に困窮している方を支援して、就学に支障がないようにする制度であり、学校教育の現場に影響が出ないようにそれぞれの方に給食費などの必要な支援を行っている。こういう観点からこの制度が円滑に運営されて教育現場で影響が出ないようにしていきたいと考えている。
四十九院指導参事	㉑ 学級崩壊については、教育相談の中にはなかった。学級崩壊は授業が成立していない状況を指すが、22年度市教委にそのような報告はなかった。市教委も学校を訪問し、授業参観を行って全学級の様子を逐次観察している。その中でもそのような様子は見られなかった。
	㉒ 低学力の児童生徒について、教育相談の中にはなかった。基礎学力について実態を把握するのは大切であり、全国学力・学習状況調査及び標準学力調査によって実態の把握に努めている。その結果に基づいて学級、学年及び全校で各項目の分析を加えて、学力改善プランを作成している。その結果、朝の時間を有効に利用して読書や練習問題をしたり、放課後に学習相談などでできるだけ一人一人の子供たちに対応するように努めている。
吉川課長	㉓ 22年度学びサポーターは16名の配置である。活動の総時間は9,973時間である。1人平均623時間で、最も多い人で976時間活動している。週24時間を基本としている。サポート内容は理科や算数など理解に差が生じやすい教科などの個別支援、中学校では相談室登校の生徒への親身な指導を行うなどきめ

細かな教科指導、教育相談を実施している。

吉田主査

⑧ 22年度チームティーチングは全校で10名の配置を道教委から受けている。そのことと少人数学級で編成する教員の配置については、別の目的と内容によって行っているので、影響を受けることはない。

⑨⑩ 多目的ホールのみについては前年度と比較すると減となっている。ギャラリーなどを含めた利用回数、日数及び利用料金については増となっている。施設の規模を勘案するとおおむね適当な利用水準であり、芸術文化の情報発信、街なかにぎわいの目的等は果たされていると考えている。リハーサル室は多目的ホールとの同時利用ではなく、単独の利用のほうが多い。バンドの練習、カラオケサークルの利用が主な内訳である。

竹谷課長

① 河川敷のパークゴルフ場はこの中には入っていない。西公園のパークゴルフ場の中にも含まれていない。委託料の中で対応している。

⑪ 使用料の傾向は横ばいの状況だが、去年は天候もよく外の施設の利用人数が多くなり、陸上競技場、軟式、硬式のテニスコート、海洋センター、市民プールが1.1倍から1.6倍の利用人数があった。利用人数が多くなっても無料の施設もあるため利用収入の増にはつながっていない。21年度より22年度は微増の状況である。

⑫ 人件費は監督署の指導により、サイクリングターミナルの夜間窓口の職員を体育協会の臨時職員が対応していたが、勤務体制上よくないということで、それを委託費のほうで支出をして委託を実施した。嘱託職員、臨時職員の人数が変更になった部分での減少となっている。

⑬ 22年度、正職員は6名、嘱託職員が7名、臨時職員が5名、そのほか夏期だけの季節雇用が11名いた。育成については、体育施設の管理士や幼児の体力向上の指導者、海洋センターの救助ボートを使用するための船舶の資格などを取得するために宿泊費、交通費及び負担金などを支出している。金額的な部分については手元に資料がないので答弁できない。

⑭ 補助金の対象はスポーツセンター、すばく滝川である。指定管理の対象は青年体育センター、市営球場等である。

⑮ 道教委から体育協会の寄附行為の中に第8条、第9条で常務理事を置くとうたっているので置くようにと指摘があった。22年度の予算から常務理事を設置する補助金をプラスして設置してもらおうようお願いした。

⑯ 補助金の中で支出している。27団体に39万2,000円を補助している。体育協会でもこの金額をさらに体育協会の収入の中で倍増して支出をしたいという考えもあるようである。

⑰ 空知川の河川敷のパークゴルフ場について、昨年度同好会ができて、それ以降その代表者と話をして要望にこたえて対応している。ゴムマットの設置も昨年行った。草刈り機も必要ということで渡したが、燃料代について要望が来ていた。その辺も体育協会と協議をしながら対応したいと思っている。ことしから乗用タイプの草刈り機についても団体の必要に応じて貸与している状況である。

清 水

① 市から体育協会に支出がされている補助金、指定管理代行負担金はわかるが、委託料がわからない。P231、委託料122万2,000円がどの施設分として支出されているのか伺う。

② 河川敷の野球場は37番の中の市営球場の中に含まれるのか伺う。

	③ 江陵中学校の全国大会出場が要綱に基づかず補助金として支出したということだが、近年、このように要綱に基づかず補助金として出された実績があれば伺う。小学校で全道、全国大会に進む場合、野球大会以外のものも要望を受ければ対応するのか伺う。
	④ 各種団体への助成金について、平成 10 年ころの決算書を見ると成人の全国大会などにも支出していた。現在は一度体育協会に入金されるわけだが、そういう点で助成金は減ってきたのか、その傾向を伺う。
竹谷課長	①② P231、施設管理及びスポーツ振興業務委託料について、この対象施設は石狩川の球場、空知川のソフトボール場、サッカー場及びパークゴルフ場ということである。市営球場の指定管理施設とは別である。
中川課長	③ 昨年度、滝川西高校の軟式野球部が全国大会出場したときにも支出している。野球大会は団体競技で多数出場するということや日程が不安定で勝ち抜けば日程も長くなる。こういうことで野球に関しては保護者負担が大きいということを加味して、補助金として支給している。
竹谷課長	④ 以前補助金はかなり出ていたが、市全体で補助金を 2 分の 1 に見直した時期がある。そのときにこの部分の各種スポーツ団体の助成金についても 2 分の 1 という形になっている。
委員長	他に質疑はあるか。(なし) 質疑の留保はなしと確認してよいか。(よし) 以上で教育費の質疑を終結する。ここで昼食休憩にする。再開は午後 1 時とする。
	休 憩 11 : 46 再 開 13 : 02
委員長	休憩前に引き続き会議を再開する。
委員長	歳入
山崎部長	歳入の説明を求める。
委員長	(歳入を説明する。)
木 下	説明が終わった。歳入について質疑はあるか。
景由副主幹	P91、諸収入の公社貸付金収入が 4 つあるが、これの利率について伺う。
	土地開発公社については経営健全化ということで無利子で貸し付けしている。振興公社、グリーンズについては、市の平均調達利息をそのまま採用しているが、利率は 0.43% である。
委員長	他に質疑はあるか。
清水	① P36、固定資産税だが、事務概要 P64 で差し押さえ処分 676 件の債権の種別ごとの内訳について伺う。
	② 676 件、差し押さえ金額 5,152 万 8,000 円になっているが、100% 年度内に換価できる債権だったのか伺う。
	③ 676 件のうち、法人が何件で個人が何件だったのか伺う。
	④ 相当の債権差し押さえがあるが、最も金額の多い差し押さえについて伺う。
	⑤ 決算審査意見書 P25、18 年度から 22 年度の固定資産税の経緯が載っているが、22 年度未滞納繰越が 3 億 4,518 万 7,000 円あったが、このうち滞納額 1,000 万円以上の件数について伺う。これについても法人、個人の件数について伺う。
	⑥ 滞納が出た場合、業務の手続の手順があると思うが、督促をして財産の調査をし、質問や検査をした後に差し押さえに至るわけだが、差し押さえまでいかないケースが多々あると思う。決算審査意見書 P26、市税不納欠損で件数が

	示されて、22年度991件ということだが、こういうことでもなく、差し押さえもしないものが何件あったのか伺う。
	⑦ 大きな会社であれば、資産を抵当で押さえられている。動いているお金を差し押さえると会社がすぐに倒産してしまうという場合に債権を差し押さえしないということもあると思う。個人の場合も差し押さえれば、食費もないということもあり得ると思う。納税相談の上、法人で差し押さえしないという事例がどの程度あるのか伺う。
鎌田副主幹	① 預貯金が384件、還付金が166件、その他が126件、合計676件となっている。
	③ 法人と個人で分けた数字がない。
	④ 最も金額の多い差し押さえのデータがないので答弁できない。
加藤課長	⑤ 滞納が1,000万円以上の件数だが9件ある。個人、法人の別についてはデータがない。
鎌田副主幹	② 100%換価できたものだが、数字的に押さえていない。債権のその他の差し押さえの中には生命保険等があるので、当然そういったもので即時換価できないものが含まれている状況である。
委員長	若干休憩する。
	休 憩 13:29
	再 開 13:30
委員長	休憩前に引き続き会議を再開する。答弁願う。鎌田副主幹。
鎌田副主幹	⑥⑦ 処分まで至らない件数だが、件数については把握していない。滞納者すべてにプロセスをへており、法定の滞納処分を行うだけではなく、当然相談等を行うべく努力をしている。そのような手続がされていないものはない。処分をした件数についても手元にデータがないので答弁できない。
清水	滞納額が1,000万円以上の件数が9件ある。差し押さえれば会社が運営できなくなることはあつてはならないと思うが、行くとすれば公平に行う必要があると思う。その基準はどのようになっているのか伺う。
鎌田副主幹	法人、個人の別なく、いろいろな事情を聞いて、個人であれば生活が維持できなくなるような差し押さえはしない。法人についても事情を考慮した上で、個人と同じような扱いをしている。個々の事情に応じてということがあるので、パターンというものはない。
清水	法人の場合は決算書や帳簿などを調査して処分しているのか伺う。
鎌田副主幹	認められた調査権を用いて必要に応じて種々の調査をしている。これについて、プロセスなどはないので個々の状況に応じて可能な限りの調査を行っている。
清水	法人の帳簿を見るということは大変な行為である。市内でも数千万円単位で滞納があれば、税務課の職員が何人も行って調査をするようなこともしないといけないのではないかと思う。そういう点で1億円を超えるような滞納があると言われていたが、どの程度の調査を行って、これについては差し押さえはこの程度とするというような判断をしているのか実態について伺う。
鎌田副主幹	マルサのようなことをイメージされているかもしれないが、国税徴収法、地方税法で認められている中の調査権の範囲内で可能な限り調査をしている。調査の中身や調査先、具体的にどのようなことをしているのかということについては答弁できない。
委員長	他に質疑はあるか。(なし)

質疑の留保はなしと確認してよいか。(よし)

以上で歳入の質疑を終結する。若干休憩する。

休 憩 13:49

再 開 13:40

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。本日まで3日間質疑を行ってきたが、総括質疑への留保は、

「株式会社滝川農業開発公社の損失補償にかかわる農政課のホームページへの掲載について」

の1件と確認してよいか。(よし)

確認した。これより休憩に入るが、休憩中に書類審査を行っていただく。審査においては、4月から6月の3カ月分の書類を用意しているが、そのほかの月の書類審査を希望される方は、所管で準備をするので申し出ていただきたい。再開は午後2時とする。暫時休憩する。

休 憩 13:43

再 開 14:00

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。休憩中に書類審査をしていただいたが、これに対する質疑はあるか。(なし) 書類審査の質疑を終結する。

市長に対する総括質疑

委員長 これより市長に対する総括質疑を行うが、審査の過程で特に留保された事項に限るので承知お願いします。清水委員。

清 水 株式会社滝川農業開発公社の損失補償として、22年度に7,264万8,231円が一般財源で支出された。これに至る経緯には2年にわたる市職員主導の粉飾決算や630万円相当のタマネギ原料の腐敗、議会でのたび重なるしどろもどろ答弁もあった。こういう経緯をへた問題について広報だけで市民への報告が足りるというのは問題である。最低でも農政課ホームページへの掲載が必要である。ところが、農政部参事、農政部長、副市長は農政課ホームページへの掲載は必要ないと答弁した。一方、市は18年度、19年度、20年度の問題を繰り返す中で市民の皆様信頼される市役所づくり推進プランをつくりながら、市民に信頼される市政を進めてきた。こうした流れとホームページに載せないことは余りにも市政の進め方に大きな乖離があると思う。市長の考えを伺う。

市 長 2名の部長と副市長から答弁したとおりである。農政課のホームページに載せる必要がないと判断したところであるが、私もその判断を支持したいと思う。広報は各戸配付ということなので、それがホームページにも掲載されるという点から考えると市民に周知する中で広く徹底するには、広報が最善であるという考えのもと、広報の掲載で十分であり、ホームページに掲載する必要はなかったと考える。

清 水 全戸配付される広報で周知がされたので十分だという答弁だが、この問題がほかの事案と決定的に異なると考えている。宮脇北大教授が書かれている第三セクターの経営改善と事業整理という本があるが、第三セクターは日本に1万以上あり、経営状況が大変なことになっている。そういう中で第三セクターを清算する際の起債の制度ができるという中で、総務省の地方自治法第245条の4技術的な助言に基づく通知を読めば、このような中身で配付することだけでは不十分であるということが理解できると思う。21年6月23日総務省総財公第95号で各都道府県知事、各指定都市市長あてに、総務省自治財政局長から第三セ

クター等の抜本的改革の推進等についてという公的な地方自治法に基づく重要な文書がある。この中に情報開示の徹底による責任の明確化等という項目がある。それには地方公共団体の長は、議会・住民に対し、抜本的処理策の検討に当たり、以下に掲げる事項について明らかにする必要があるとあり、1点目として、事業採択から現状に至った経緯と責任、事業採択の経緯とこれまで実施した対策の内容とその効果、経営の責任、経営悪化の原因について明らかにするとともに、善管注意義務違反、忠実義務違反、不法行為責任等に係る損害賠償請求等の是非も検討の上、その旨明らかにする必要がある。また、会計処理、決算報告等が適正であったかどうかにも留意する必要がある。2点目として、当該事業の整理または再生が最善の選択であると考えられる理由。3点目として、事業の整理または再生に伴い損失補償の履行等を行う必要がある場合にはその旨。4点目として、処理に伴う利害関係者との費用分担の考え方。その内容がこれで足りるとは到底思えない。広報には粉飾決算のことも触れられてはいるが、市は1点目の善管注意義務違反、忠実義務違反、不法行為責任に係る損害賠償請求等の是非としてそれに当たらないという立場をとったわけなので、そういうことには一切触れられていない。この程度のものを全戸配付して、この総務省の技術的助言を十分満たすというものではないと思う。市民に何をどこまで明らかにする必要があるかということのを再検討した上で広報に掲載をするということが必要だと思うが考えを伺う。

市 長

それは技術的助言であり、強制力はない。ホームページに掲載しないことが市政の進め方、市民への説明が不足するということにはならないと考えている。広報では足りないということだが、それについてはこれで十分理解していただいているのではないかと考えている。この問題が発生したのは確かに遺憾なことだが、清算が終わった時点の報告としてはこれで十分だと認識しており、市民の理解は得られるものと判断している。

清 水

技術的助言で強制力がないという考え方は、大きな間違いにつながる可能性がある。強制力がないからといって、技術的助言に基づく周知は必要ないという立場であるならば、市長が掲げられた透明、公正な市政にそぐわないと考える。技術的助言に強制力がないから突っぱねるのではなく、技術的助言についてどうなのかということを検討する必要があると思うがいかがか。

委 員 長

副委員長から意見があるようなのでこれを認める。

副委員長

技術的助言の質疑の留保をしていたわけではないはずである。農政課のホームページに載せるべきであるという考えのもと質疑を留保したはずである。この助言に沿うためには、この広報では足りないということで、もっと多くのページを周知させなければいけないのではないかと、中身はこうすべきではないかという質疑をしているが、部長や副市長と質疑のやりとりをしていた中ではそのようなことは一切出ていなかった。留保を認められたのは、農政課のホームページに掲載すべきだということであって、違う視点で質疑を行えば、いつまでも質疑の留保は終わらない。そのことについて整理を願う。

委 員 長

余り質疑の内容を広げてもらっては困る。質疑の留保の内容を逸脱しない範囲で行ってほしい。市長。

市 長

技術的助言を無視することはできない。今回の質疑は農政課のホームページに掲載しなかった件であり、その内容の問題ではないということである。ホームページに載せなくても広報によって市民周知は徹底されたと判断をしたとい

清水 うことで理解願ひ、公約にかかわる問題は別なものと認識している。

清水 議事進行する。大変窮屈な感じである。質疑、再質疑、再々質疑と行ったものを踏まえて質疑を留保する。最後に留保した内容の範囲のことしか聞けないということであれば、最初から聞かなければならないことについて、これが質疑の留保であると膨大な質疑の留保をしなければならなくなる。ホームページに載せるか載せないかのような狭い範囲のことは聞いていない。11月に経済建設常任委員会だけに報告された株式会社滝川農業開発公社の解散経緯というものをなぜほかに出さないのかという質疑もしている。今回は非常に窮屈と感じているので、これまでの質疑を含んだ質疑をさせていただきたい。

委員長 若干休憩する。

休 憩 14:20
再 開 14:24

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。清水委員から議事進行があつたが、質疑の内容は留保した内容で行ってもらうことにする。以上で市長に対する総括質疑を終了し、すべての質疑を終結する。

これより討論に入る。討論順序については冒頭に決定しているとおり、市民クラブ、新政会、公明党、清水委員の順となる。最初に市民クラブ代表の方お願いする。

副委員長 市民クラブを代表し、本委員会に付託された平成22年度一般会計歳入歳出決算について、認定を可とする立場で要望と意見を付して討論する。

委員長 次に新政会代表の方。

渡 邊 新政会を代表し、本委員会に付託された平成22年度一般会計歳入歳出決算について、その認定を可とし、意見、要望を付して討論する。

委員長 次に公明党の方。

三 上 公明党を代表し、本委員会に付託された平成22年度一般会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論する。

委員長 次に清水委員。

清 水 第1決算審査特別委員会に付託された認定第1号平成22年度一般会計歳入歳出決算の認定を否とする立場で討論する。

委員長 以上で討論を終結する。討論要旨については、整理して9月30日までに事務局に提出願う。

これより認定第1号平成22年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定について挙手により採決する。本認定を可とすべきものと決することに賛成の方の挙手を求める。(7:1)

挙手多数である。よって、認定第1号は可とすべきものと決した。

お諮りする。委員長報告書については正副委員長に一任願えるか。(よし)

そのように決定する。以上で本委員会に付託された事件の審査はすべて終了した。この場合、市長から発言の申し出があるのでこれを許す。

市 長 9月14日から3日間にわたる審議をいただき、平成22年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定について、可決していただいたことに深くお礼を申し上げる。また、井上委員長及び柴田副委員長には、この間円滑に議事運営していただいたことに改めて感謝申し上げます。本委員会において委員の皆さんからの質疑、意見及び議論いただいた内容を踏まえながら、23年度の残り半年間、業務執行に当たっていききたいと考えているので、よろしくお願いする。

委 員 長

○井上委員長、柴田副委員長退任挨拶をする。

以上で第1決算審査特別委員会を閉会する。御苦労さまでした。

閉 会 14:50